

企業において徹底する事項

外国人労働者が安心して生活していくためには、生活上のルールを守り、住民の皆さんの理解を得ていくことが重要です。

外国人労働者を住まわせる企業は以下を徹底してください。

- 1 入居前又は入居時に近隣住民への挨拶を企業において行うこと。
- 2 近隣住民からクレームがあった場合には、企業において迅速かつ丁寧に対応すること。
- 3 ゴミ出しのルール（分別・決められた日）を外国人労働者へ教育すること。
- 4 居住する外国人労働者が変更になる場合は、速やかに届け出ること。
- 5 居住する外国人労働者に対して、以下を徹底すること。
 - ①靴を脱いで部屋に入ること。
 - ②部屋を他の人に貸さないこと。家族、親族や友人などを住まわせないこと。
 - ③ペットなどの動物を飼わないこと。
 - ④ゴミ出しのルール（分別・決められた日）を徹底すること。
 - ⑤大きな音は出さないこと。
 - ⑥大声で話さないこと。
 - ⑦廊下、階段やベランダなどに物を置かないこと。
 - ⑧台所の排水管に油を流さないこと。
 - ⑨トイレにトイレットペーパー以外、流さないこと。
 - ⑩水が流れなくなったときや、水が漏れたときは、企業に連絡すること。
 - ⑪部屋は綺麗に使うこと。また、備付けの設備（〇〇、〇〇）は正しく使うこと。
 - ⑫長期間（〇週間以上）部屋に帰らないときは、家を出る前に企業に連絡すること。
 - ⑬近隣住民に挨拶をすること。
 - ⑭部屋を退去するときは、部屋には何も残さないこと。ゴミも残さないこと。
- 6 上記以外を含め、出入国在留管理庁のガイドブックやながさき生活ガイドブックなどを参考に、日本で生活するために必要な事項を教育すること。
(出入国在留管理庁ガイドブック)
[生活\(せいかつ\)・仕事\(しごと\)ガイドブック（やさしい日本語版\(にほんごばん\)\)](#) / [生活\(せいかつ\)・就労\(しゅうろう\)ガイドブック](#) | [出入国在留管理庁\(moj.go.jp\)](#)
(ながさき生活ガイドブック)
[2023nendo-seikatsu-guidebook.pdf \(nia.or.jp\)](#)
- 7 警察への相談・通報は、最寄りの警察署へお願いします。